平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	○・九九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・○一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・○○
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・○一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・○一
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・○一
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・○一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・○○

（改正後の標準報酬日額等の上限額の適用）

第五条　この政令による改正後の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定（「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」とする部分及び「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」とする部分に限る。）は、平成二十八年四月以後の月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、同月一日以後の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月一日以後に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）について適用する。

厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○厚生労働省令第六十七号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日

厚生労働大臣　根本　匠

労働基準法施行規則の一部を改正する省令

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一の二（第三十五条関係） 一～六　（略） 七　がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病 1～10　（略）	**別表第一の二**（第三十五条関係） 一～六　（略） 七　がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病 1～10　（略）
11　オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がん	（新設）
12～21　（略）	11～20　（略）
22　1から21までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	21　1から20までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病
八～十一　（略）	八～十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百四十九号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十七条第一項及び第四項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日

厚生労働大臣　根本　匠

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（健康管理手帳の交付） **第五十三条**　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。	（健康管理手帳の交付） **第五十三条**　法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。

業務	要件
（略）	
令第二十三条第十四号の業務	当該業務に五年以上従事した経験を有すること。

業務	要件
（略）	
（新設）	

2・3　（略）　2・3　（略）